

平成 2 8 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 57 号	平成 28 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号） …… 別冊	
議案第 58 号	上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	1
議案第 59 号	上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について ……	4
議案第 60 号	上尾市役所支所、出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について ……	5
議案第 61 号	町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ……	6
議案第 62 号	市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ……	8
議案第 63 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の制定について ……	10
議案第 64 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	27
議案第 65 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について ……	29
議案第 66 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	30
議案第 67 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	31
議案第 68 号	財産の取得について ……	32
議案第 69 号	専決処分の承認を求めることについて ……	38
議案第 70 号	専決処分の承認を求めることについて ……	43
議案第 71 号	固定資産評価員の選任について ……	45

議案第 58 号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27 年上尾市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「別表第 1 の左欄」を「別表第 2 の左欄」に改め、
同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、
同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務

第 4 条第 2 項中「前項第 1 号」を「前項第 2 号」に改め、同条第 3 項中
「第 1 項第 2 号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同条第 4 項中「別表第 1 の
左欄」を「別表第 2 の左欄」に、「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に
改める。

第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に、「別表
第 2 の第 1 欄」を「別表第 3 の第 1 欄」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とする。

別表第 1 の 3 の項中「介護保険給付等関係情報」を「医療保険給付関係
情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同表 4 の項中「生活保護関係
情報」の次に「、上尾市こども医療費支給条例によるこども医療費の支給
に関する情報（以下「こども医療費支給関係情報」という。）又は上尾市
ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関す
る情報（以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。）」を加え、
同表 6 の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情

報（以下「自立支援給付関係情報」という。）」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表7の項中「自立支援給付関係情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表8の項中「生活保護関係情報」の次に「、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する情報（以下「地方税賦課徴収関係情報」という。）又は介護保険給付等関係情報」を加え、同表10の項中「医療保険給付関係情報」の次に「又は地方税賦課徴収関係情報」を加え、同表に次のように加える。

13 市長	上尾市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又はひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	上尾市子ども医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第23号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

2 市長	上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年上尾市条例第28号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

第2条 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の8の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又はひとり親家庭等医療費支給関係情報」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の改正規定（同表6の項及び7の項に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 第1条の規定中上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の改正規定（同表3の項、8の項及び10の項に係る部分に限る。） 平成28年7月1日
- (3) 第1条の規定中上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条の改正規定及び同条例第5条第1項の改正規定（「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本市において個人番号を独自に利用する事務を定めるほか、個人番号を利用する事務に関し、利用することのできる特定個人情報を追加したいので、この案を提出する。

議案第 59 号

上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上尾市個人情報保護条例（平成 11 年上尾市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 8 条の 2 第 2 項本文中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 20 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。第 3 項及び第 23 条第 2 項において同じ。）」を加える。

第 23 条の 3 中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を踏まえ、電子計算機に記録された情報提供等記録の保護に関する特例規定を加えたいので、この案を提出する。

議案第 60 号

上尾市役所支所、出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市役所支所、出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市役所支所、出張所設置条例の一部を改正する条例

上尾市役所支所、出張所設置条例（昭和 30 年上尾市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表上尾市役所原市支所の項中「上尾市大字原市 3 5 3 3 番地」を「上尾市大字原市 3 2 4 1 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

原市支所の位置を変更したいので、この案を提出する。

議案第 6 1 号

町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

上尾市長 島 村 穰

町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例

(上尾市役所支所、出張所設置条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「小泉一丁目」の次に「、小泉二丁目、小泉三丁目、小泉四丁目、小泉五丁目、小泉六丁目、小泉七丁目、小泉八丁目、小泉九丁目」を加える。

- (1) 上尾市役所支所、出張所設置条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 3 号）別表上尾市役所大石支所の項所管区域の欄
- (2) 上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 4 0 年上尾市条例第 5 号）第 4 条の表上尾市西消防署の項管轄区域の欄
- (3) 上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年上尾市条例第 2 6 号）別表

(上尾市立学校設置条例の一部改正)

第 2 条 上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表 6 の項中「上尾市大字小泉 7 4 5 番地 1」を「上尾市小泉九丁目 2 8 番地 2」に改める。

(上尾市立公民館条例の一部改正)

第 3 条 上尾市立公民館条例（昭和 6 0 年上尾市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「上尾市大字小泉 7 4 7 番地 8」を「上尾市小泉九丁目 2 8 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 9 月 1 7 日から施行する。

提案理由

小泉土地区画整理事業の施行区域内において町の区域を新たに画し、及び変更することに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

議案第 6 2 号

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

上尾市長 島 村 穰

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成 5 年上尾市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 3 0 0 円」を「1 5, 8 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 3 5 0 円」を「7, 5 6 0 円」に改める。

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成 5 年上尾市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 1 0 円 4 8 銭」を「5 2 5 円 6 銭」に、「3 0 1, 8 7 5 円」を「3 1 0, 5 0 0 円」に改める。

(市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 3 条 市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成 1 9 年上尾市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 3 0 銭」を「7 円 5 1 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市長の選挙から適用する。

提案理由

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用並びに市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 6 3 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）に規定する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務の種類等)

第 2 条 手数料を徴収する事務の種類、その名称及び金額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により徴収する手数料の金額は、別表の手数料の金額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき定めた額とする。

(徴収の時期等)

第 3 条 手数料は、申請のときこれを徴収する。

2 手数料の納付後、申請事項を変更し、又は取り消しても既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第 4 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の金額を減額し、又はその納付を免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の名称	手数料の金額
<p>1 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5万2,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万4,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ</p>

れ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万1,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万9,000円

(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万8,000円

(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 23万5,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13万5,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 23万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 33万円

(3) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43万2,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 61万6,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の

		<p>もの 75万9,000円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 89万8,000円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 102万4,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10万2,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17万1,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 27万7,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 36万2,000円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 43万5,000円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万円</p>
2 法第29条第1項の規定に基づ	建築基準関係規定適合の審査の申	1の項に規定する合算して得た金額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)

く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

に定める額を更に加算して得た金額

(1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万4,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 2万4,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万1,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 5万8,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 7万8,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 23万5,000円

ク 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 42万円

ケ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 77万7,000円

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 昇降機を設置するもの（イに掲げるものを除く。） 一基ごとに1万4,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）

イ 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 一基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（以下この項において「判定対象床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの

(ア) (イ)以外のもの 17万1,480円

(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの 11万8,560円

イ 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

(ア) (イ)以外のもの 22万8,720円

(イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 14万7,720円

ウ 判定対象床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

(ア) (イ)以外のもの 26万2,200円

(イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 16万1,760円

エ 判定対象床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの

(ア) (イ)以外のもの 34万6,440円

(イ) 構造計算が大臣認定プログラム

		<p>により行われるもの 20万4,960円</p> <p>オ 判定対象床面積が5万平方メートルを超えるもの</p> <p>(ア) (イ)以外のもの 63万6,960円</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 34万7,520円</p>
<p>3 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(4の項に規定する審査を除く。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1万1,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 2万6,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万7,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅</p>

部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1万5,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 4万7,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4,500円

(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 11万7,500円

(2) (1)以外の場合で、省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの
ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万7,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 11万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 16万5,000円

(3) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21万6,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万8,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9,500円

オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未

		<p>満のもの 44万9,000円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万2,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,500円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 13万8,500円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 18万1,000円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 21万7,500円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 25万5,000円</p>
4 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネル	2の項の手数料の金額の欄(1)の額に、3の項に規定する合算して得た金額を加算し、2の項の手数料の金額の欄(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を更に加算して得た金額

<p>費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>ギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	
<p>5 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能が法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5万2,000円</p>

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万4,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万1,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万9,000円

(ニ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万8,000円

(ホ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 23万5,000円

(2) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13万5,000円

(5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 23万円

(6) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 33万円

(3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3万8,000円
- (1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万6,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12万1,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 18万3,000円
- (4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43万2,000円
- ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 61万6,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 75万9,000円
- オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未

		<p>満のもの 89万8,000円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 102万4,000円</p> <p>(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10万2,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17万1,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 27万7,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 36万2,000円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 43万5,000円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万円</p>
--	--	---

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第64号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「10万4,570円」を「10万4,950円」に改め、同項第2号中「5万6,790円」を「5万7,030円」に改め、同項第3号中「5万2,290円」を「5万2,480円」に改め、同項第4号中「2万8,400円」を「2万8,520円」に改める。

附則第3条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第3項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,003円」を「6,083円」に、「7,775円」を「7,845円」に、「9,450円」を「9,490円」に、「10,703円」を「10,743円」に、「11,573円」を「11,608円」に、「12,318円」を「12,350円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,068円」を「5,133円」に、「6,050円」を「6,110円」に、「6,783円」を「6,815円」に、「7,950円」を「7,980円」に、「8,850円」を「8,878円」に、「9,313円」を「9,340円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成28年4月1日以後に支給す

べき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第3条第1項の表及び同条第3項の表の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日前の期間について支給すべきもの及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定等したいので、この案を提出する。

議案第 65 号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例

上尾市立保育所条例（平成 27 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表 2 の項中「上尾市大字原市 3533 番地」を「上尾市大字原市 324
1 番地」に、「70 人」を「120 人」に改め、同表中 4 の項を削り、5 の
項を 4 の項とし、6 の項から 16 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立原市保育所を移転させ、及び利用定員を増員するとともに、上
尾市立原市団地保育所を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 66 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項及び第 43 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等に関する厚生労働省令の一部改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う事業所の設備に関する基準を改めたいので、この案を提出する。

議案第 67 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年上尾市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業に関する厚生労働省令の一部改正に伴い、放課
後児童健全育成事業所に置かれる放課後児童支援員の資格要件を改めたい
ので、この案を提出する。

議案第 68 号

財産の取得について

下記のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

- 1 土地の所在地、地目、地積
別紙のとおり
- 2 取得の目的 (仮称) 戸崎東部公園用地
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得価格 602,907,210 円
- 5 契約の相手方 別紙のとおり

提案理由

(仮称) 戸崎東部公園用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年上尾市条例第 7 号)第 3 条の規定により、この案を提出する。

別紙

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	契約の相手方		
				住所	氏名	持分
上尾市 大字戸崎字山ノ下	565番	田	537	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	566番	田	1,592	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	570番	田	529	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	572番1	田	352	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	572番2	田	495	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	576番	田	863	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	579番	田	911	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	581番	田	428	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	582番	田	424	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
〃	583番	田	481	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
〃	584番	田	359	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
〃	586番	田	1,213	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	契約の相手方		
				住所	氏名	持分
上尾市 大字戸崎字山ノ下	588番1	田	1,686	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
〃	596番4	田	75	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	596番5	田	281	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	606番3	田	307	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	607番3	田	189	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/2
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/2
〃	608番1	田	592	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	613番1	田	1,160	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	615番	田	878	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	616番1	田	937	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	618番1	田	1,151	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	621番	田	1,831	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	627番	田	1,638	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	631番1	田	824	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	633番	田	674	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	635番1	田	1,483	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	638番	田	1,432	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	642番1	田	1,397	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	契約の相手方		
				住所	氏名	持分
上尾市 大字戸崎字山ノ下	644番	田	1,338	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/2
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/2
〃	647番1	田	1,580	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	651番	田	1,479	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	654番1	田	93	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	655番1	田	1,067	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/6
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/6
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/6
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/6
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/6
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/6
〃	658番	田	1,173	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
〃	661番1	田	50	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
〃	664番	田	1,243	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3
				○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	1/3

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	契約の相手方		
				住所	氏名	持分
上尾市 大字戸崎字山ノ下	669番1	田	989	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	672番1	田	751	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	672番2	田	698	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	672番3	田	856	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	672番4	田	863	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	672番5	田	860	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	672番6	田	822	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	685番2	田	1,944	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	691番	田	831	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	694番1	田	1,023	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	697番	田	1,423	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	701番	田	808	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	703番1	田	772	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	705番1	田	1,235	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
上尾市 大字戸崎字御嶽	709番	田	1,273	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	713番1	田	613	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	717番1	田	629	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	719番	田	1,325	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	723番	田	1,020	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	725番1	田	1,064	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	727番 の一部	田	182.68	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	732番 の一部	田	99.51	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	契約の相手方		
				住所	氏名	持分
上尾市 大字戸崎字御嶽	736番1 の一部	田	73.77	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	738番 の一部	田	69.59	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	747番	田	65.2	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	756番	田	72.1	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	757番	田	60.9	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	758番	田	1,234	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	761番	田	22.8	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	763番	田	1,115	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	765番	田	37.9	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	769番	田	83.5	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
〃	785番1	田	36.9	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	
合計	70筆		59,108.55㎡			

議案第 69 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

上尾市長 島 村 穰

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第133条第2項中「第12項まで」の次に「、第22項」を加え、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第10条の2第1項から第3項までの規定中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」に改め、同条第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第12項を第19項とし、第11項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 1 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得され、又は改良された法附則第15条第29項に規定する償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第10項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第16条の4中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附則第16条の5、第16条の7及び第16条の9中「第20項」を「第19項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税に

ついて適用する。

- 10 新条例附則第10条の3第10項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

議案第 70 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

上尾市長 島 村 穰

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

上尾市長 島 村 穰

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

固定資産評価員の選任について

上尾市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日 提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

坂 井 良 昭

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価員宇田川幸彦から平成 2 8 年 6 月 3 0 日限りで固定資産評価員を辞職する旨の申出を受けたため、後任として行政経営部資産税課長の職にある坂井良昭を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。